

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金 「**交付申請時**」書類チェックリスト

太陽光発電システム、定置型蓄電システム、V2H、太陽熱利用システム を申請する方

交付申請書の提出は対象設備の着工の2週間前までに行い、交付決定以降に着工してください。

(対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、引渡し日の2週間前までに交付申請書を提出し、交付決定以降に引渡しをしてください。)

提出書類	注意事項等
□交付申請書 (様式第1号)	□申請者は、対象設備を設置する方(工事等の契約をする方)の情報を記入。
	□住所は、申請時点の住所を記入。
	□個人情報の確認に関する同意に署名・捺印。
	《対象設備が設置された建売住宅を購入しようとする場合》 □着工予定日と完了予定日は、引渡予定日を記入。
□対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書	□宛名が申請者と同一であること。
	□対象設備の仕様(メーカー、型番等)が記載されていること。 ※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力の合計値が分かるもの。
□対象住宅の位置図	□対象設備を設置する住宅の場所が分かるもの。 (住宅地図、Google MAP等)
□対象住宅の全体写真	□対象設備を設置する住宅が特定できるもの。 建築途中や更地の場合は、その段階の写真でも可。
□設置予定箇所を確認できる写真	□対象設備の着工が始まっていないことを確認できるもの。 ※定置型蓄電システムの交付申請をする方で、同時に太陽光発電システムを導入しない場合は、既に太陽光発電設備が設置されていることを確認できる写真も添付すること。
□仕様書、カタログの写し	□対象設備の形状及び性能が分かるもの。 (太陽光発電システムは不要)
□建物の築年数が確認できる書類	《太陽光発電システムを設置する対象住宅が既築の場合》 □建物の全部事項証明書、建築物の検査済証、固定資産税納税通知書に同封されている土地・家屋課税明細書、課税台帳の写し
□その他市長が必要と認める書類	《対象設備が設置された建売住宅を購入しようとする場合》 □売買契約書の写しを添付すること。 ※売買契約を終えてから申請してください。

中古品を設置する場合は補助対象外です。リース方式やPPA方式による設置は補助対象外です。

(チェックリストの提出は不要です)